

広島県告示第三百四十五号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上	発起人の住所及び氏名	広島県尾道市因島洲江町一四八八番一号 角 好美 広島県尾道市因島土生町一六七一番一二号 箱崎多美男 広島県尾道市因島三庄町三七八四番八号 石田 大作 広島県尾道市因島椋浦町五三四番 住田 貢
	加入区	因島市
欄	法第百十三条の申出を第一項の漁業協同組合の名称とする	因島市漁業協同組合
	縦覧期間	平成二八年四月二一日〜平成二八年五月五日
下	縦覧場所	因島市漁業協同組合